◆書評◆

吉見義明著

『買春する帝国

日本軍「慰安婦」問題の基底』

(岩波書店 2019年 ISBN 978-4-00-028390-8 2400円)



古橋 綾

(東京外国語大学 総合国際学研究院)

本書は幕末から1958年までの日本の性 買売の歴史を「買春する帝国」の発展とい う観点から検討するものである。買春を容 認する社会的雰囲気と構造の歴史を見つめ 直すことの必要性を強く認識しながら、膨 大な先行研究を編み直した。時間的には7 つの時期に区分しその流れを追い、国際的 な人身売買批判の潮流が日本に与えた影響 にも注目している。空間的には日本の各地 だけでなく、北海道、沖縄、台湾、朝鮮、中 国、東南アジア、南樺太、南洋群島と日本の 領土拡大の時期に合わせて性買売システム も拡大していく様を描き出している。日本 軍「慰安婦」問題に関する史料を1990年代 初めからいち早く発掘し、その構造につい ての研究を続けてきた吉見氏により性買売 システムを構築する側の歴史について批判 的に検討し直す作業がなされたことは、こ の間の研究の総括でありながら、このテー マに関連する研究が新たな局面に入ったこ とを予感させてくれるものである。

各章の内容を簡単に見ていこう。第 I 章 [幕末~1894年]では、国際社会の一員となるため「文明化」への対応と身分制の解体が必要となり芸娼妓解放令(1872年)が出されるが、女性にとっての解放ではなかったことが検討される。軍備拡張により各地に師団が設置されると遊廓も拡張・新設され、開拓使を設置した北海道では性買売システムが拡大した。沖縄では貸座敷娼妓規則を布達し(1881年)、朝鮮では日本人が流入した地域での日本人芸妓・娼妓による性買売が黙認されていたことが示される。

第Ⅱ章 [1894年~1905年]では日清戦争に勝利し、軍備、産業、性買売システムを拡大したことを指摘する。娼妓取締規定(1900年)の自由廃業規則により一時的に娼妓数が減少したが、軍備拡張に伴い遊廓は拡大し、朝鮮でもその規模が大きくなった。台湾では統治開始後すぐに公娼制が敷かれただけでなく、守備隊のために安く短時間で性的行為を行う軍用の施設が作られ

DOI: 10.24567/00063806

軍「慰安所」の原型となった。東南アジア に連れていかれる女性たちも増加した。

第Ⅲ章 [1905年~1918年] では、日露戦争を経て性買売システムがさらに拡大していく様子が描かれる。日本の各地で遊廓が増え続け、朝鮮、台湾、中国でも増加の一途をたどる。

第IV章 [1919年~1931年] では、性買売 の態様の変容が示される。カフェーやバー などが増加し、私娼街と目される地域も登 場した。また、国際的な潮流に影響され 廃娼が実施された県もあった。東南アジア や香港では多くの女性たちが廃業し帰国し た。それは欧米の廃娼運動の結果として各 国政府が方針を展開したことと日本帝国の 体面を保つ必要があったことが理由とされ るが、彼女たちの相手が日本人ではなかっ たことも一因である。一方で中国や朝鮮、 台湾、南樺太、南洋群島での性買売は拡大 しつづけていた。この状況を「外に絶娼、内 に存娼 | と吉見氏は命名している。つまり、 日本人を相手とした日本の領土内での性買 売は公認するが、欧米の目に触れる場では 廃娼を進めたのである。

第V章[1931年~1937年]では、国際連盟の調査団による問題提起(1932年)により、国内で行われた存娼論と廃娼論の激論が取り上げられる。内務省が1935年に提示した公娼制廃止の方針は、日中戦争の勃発によりうやむやになってしまった。一方で、朝鮮や台湾、中国では引き続き性買売が拡大される。

第VI章 [1937年~1945年]では、戦況の 悪化により国内では高級享楽を提供する施 設の制限や閉鎖が行われ、芸妓が肉体サー ビスの提供を強いられる様子が描かれる。 日本軍は「慰安所」を拡大させ、日本や朝 鮮、台湾から女性たちが多数送られたり、 中国や東南アジアの女性たちが犠牲になっ たりした。公娼制では民間人による人身取 引の取り締まりを国家がいかに行うかが問 題となるが、軍「慰安所」の拡大により国 家自身が人身取引に関与する事態となった のである。

第VII章 [1945 年~ 1958 年] では、1945 年8月28日に民族の純潔を護持するという 目的で特殊慰安施設協会が設置されること から戦後が始まったことを指摘する(1946 年3月閉鎖)。GHOは1946年1月に公娼制 廃止に関する指令を出し公娼制を廃止する が、日本政府は同年11月に地域を指定し特 種飲食店等を認める対策を提示し、1948年 に風俗営業法が施行されると特殊飲食店を カフェーとするなど性買売が形を変えて容 認された。1956年に制定された売春防止法 には、性購買者の処罰規定がなく、性交類 似行為を禁止の対象外とするなど成立当時 から多くの問題が指摘されており、管理売 春も女性への搾取もなくならないまま今日 を迎えている。

本書が歴史書でありながら歴史研究者以外にも共感を持って広く読まれる理由は、 史料を読み解く吉見氏の意志が行間に刻み 込まれているからだろう。意志とは、ひとつ 目に性買売へのまなざしである。性買売とは女性の人権の侵害であり女性に対する抑圧であるという揺るがない認識をもとに、本書はまとめられている。ふたつ目に男性たちが作り上げた性買売システムの様相を暴き出すことにより、男性自身の問題を見つめるという強い想いである。これらは四半世紀の間、日本軍「慰安婦」問題の研究を牽引し続け、アジア各国の多くの被害女性たちや支援団体の女性たちと向き合いだちや支援団体の女性たちと向き合いだちをた吉見氏だからこそ持ち得たものであると思われる。日本人男性歴史家としてあると思われる。日本人男性歴史家としてけられ続けてきた問いへの応答なのではないだろうか。

本書が残した課題として3点を指摘したい。第一に、性買売システムの様相を整理した本書は歴史の骨組みを提供する作業であり、そのシステムの中で生きていた女性たちの姿は見えてこない。本書で明らかになったことに女性たちの記録や声を肉付けしていく作業を続ければ、より色彩豊かな歴史が現れるだろう。第二に、歴史が1958年で終わっていることである。買春する帝

国の歴史は現在も続くが、売春防止法施行 以降についての研究は少なく、今後の発展 が期待される分野である。第三に、用語に 関する議論である。吉見氏は性買売システ ムの中で生きる女性を「性売女性」と呼称 しているが、その妥当性については検討の 余地があるだろう。「性売」という言葉は 東京都社会福祉協議会婦人保護部会調査研 究委員会が婦人保護施設在所者への調査の ために2008年度から使用し始めた言葉で 「『春』という隠喩で表現するのではなくス トレートに『性』を売るという実態に合わ せ | 造語したものであるという 1。とはいえ ここで疑問なのは、そもそも女性たちが性 を売っていたのかという点である。金銭の やり取りは購買者と業者によってなされて おり、女性たちは商品そのものであったの ではなかろうか。そのような点を踏まえる と性買売は性搾取と呼ばれるべきだと筆者 は考える²。公娼制度や軍「慰安所」、現代の 性買売について、誰の、どのような視点か ら語るのか。研究者自身の位置をも見つめ 直しながら議論を進め、より望ましい概念 を獲得していく必要があるだろう。

¹ 須藤八千代・宮本節子『婦人保護施設と売春・貧困・DV問題』明石書店、2013年、72頁。

² 戦前からの廃娼運動の歴史を持ち売春防止法制定にも中心的な役割を担った日本キリスト教婦人矯風 会を母体とする売春問題ととりくむ会は、売買春問題ととりくむ会を経て、2016年には性搾取問題と とりくむ会に名称変更した(2018年解散)。